

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒623-0054 京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地		平成 23年 9月 30日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 日東精工株式会社 代表取締役社長 塩田 展康 電話 0773 - 42 - 8915					
主たる業種	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業						
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号 <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第2号又は第3号 <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第4号						
計画期間	平成 23年 4月から平成 26年 3月まで						
基本方針	不良率の削減、再加工の削減、廃棄物のリサイクル化によって二酸化炭素を3年間で3%削減する。また、弊社売上を基準として原単位を3年間で3%削減する。						
計画を推進するための体制	ISO14000環境管理組織の小委員会組織、省エネ委員長を本部長とする省エネ委員会で実施計画の策定し、全社の省エネを推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,687.0 トン	6,620.0 トン	6,553.0 トン	6,487.0 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,687.0 トン	6,620.0 トン	6,553.0 トン	6,487.0 トン	-2.0 パーセント	
	目標の根拠	二酸化炭素排出量を3年間で3%削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (トン/百万円)	44.45	44.00	43.56	43.12	-2.10 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	弊社売上を基準として、原単位を3年間で3%削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		114.0 セント	128.0 セント	128.0 セント	128.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	インバーターコンプレッサーの導入・断熱塗装の実施 夏場の事務所集約による空調電力の削減					
	(24)年度	老朽化設備の更新(変圧器・機械装置・空調設備など) エアー漏れ対策の実施 夏場の事務所集約による空調電力の削減					
	(25)年度	老朽化設備の更新(変圧器・機械装置・空調設備など) エアー漏れ対策の実施 夏場の事務所集約による空調電力の削減					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	弊社に通勤する手段として、現行はマイカーによる通勤手段が主になっているが、弊社としても、通勤時の二酸化炭素等の削減の観点から、通勤時の相乗りについて検討していきたい。					
	上記の措置を採用する理由	弊社への公共交通機関の便が悪く、現行ではマイカー通勤の他に合理的な通勤手段が見当たらないため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	綾部市由良川花壇展に参加 綾部水無月祭りの清掃作業に参加 2011年12月度に 三菱 アイ・ミーブ(電気自動車)購入予定						
特記事項	基準年度排出量を平成22年度とした理由 平成20年度のリーマンショックにより、平成20年度から平成22年度までの3年間の平均を基準とした場合、余りにも排出量小さくなり、今後の企業活動に支障をきたすため、回復途上にある平成22年度を基準と致しました。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。